

副
本

○鳥取県情報公開条例

乙第 / 号証

平成12年3月28日
鳥取県条例第2号

鳥取県情報公開条例をここに公布する。

鳥取県情報公開条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 公文書の開示等

第1節 公文書の開示(第5条—第18条)

第2節 不服申立てに係る諮問等(第18条の2—第21条)

第3節 鳥取県情報公開審議会(第22条—第27条)

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続(第28条—第33条)

第3章 情報公開の一層の推進(第34条—第39条)

第4章 雜則(第40条—第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。
(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 県立の図書館、博物館、公文書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

(平14条例69・平16条例59・平19条例16・一部改正)

(解釈及び運用の方針)

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たつては、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たつては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示等

第1節 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示(第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内に所在する学校に在学する者
- (4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所、事業所若しくは学校の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他規則で定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書が知事以外の実施機関に係る請求書であるときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を知事に提出する方法により開示請求を行うことができる。この場合において、知事は、提出された請求書を当該実施機関に送付するものとする。
 - 3 実施機関は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたものの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われないときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。
- (平16条例43・平17条例14・一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることができないときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

- 5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟(以下「同類の訴訟」という。)の争点となっているもの(判決が確定していないものに限る。)が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等(当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。)の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があつた日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。
- 6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、鳥取県情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。

(平17条例14・平18条例49・平19条例16・一部改正)

(開示の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を実施しなければならない。

- 2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 実施機関は、公文書の閲覧又は視聴の方法により開示することが当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。

(開示義務)

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があつたときは、当該公文書を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合

には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が従わなければならぬ各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容
- エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの
- (8) 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第6条第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(平14条例69・平15条例12・平15条例42・平16条例3・平16条例39・平18条例49・平18条例84・平19条例67・一部改正)

(部分開示)

- 第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条第2項各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができるこことなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれが

ないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条 実施機関は、第9条第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に非開示情報(同項第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(1) 特定の個人の病歴に関する情報その他の個人に関する情報が含まれる公文書の開示請求があつた場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。

(2) 特定の法人等又は事業を営む個人が有する商品の製造技術に関する情報その他の法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる公文書の開示請求があつた場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の情報が含まれる公文書の開示請求があつた場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなるとき。

(4) 特定の試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報が含まれる公文書の開示請求があつた場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 前各号に規定する場合のほか、公文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があつた場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき。

(事業の移送)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成され、かつ、当該他の実施機関が開示決定等を行うことが開示請求者の利益を損なわないと認められるときその他他の実施機関が開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事業を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示を実施しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号エに規定する情報(規則で定めるものを除く。)に該当すると認められるとき。

(3) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第11条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

(平14条例69・平16条例3・平18条例49・一部改正)

(他の制度との調整)

第15条 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第8条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一

の方法による開示は行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第8条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を準用する。

3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第50条第1項に規定する免許漁業原簿及びその附属書類
(平14条例69・一部改正)

(開示請求者以外への公文書の開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出(以下「開示申出」という。)があったときは、第6条から前条まで(第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。)の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている公文書を開示する旨を、開示申出をした者に対し回答しようとする場合には、当該回答に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないとき、及び当該第三者に関する情報が第9条第2項各号に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、当該意見書において開示されることにより支障が生ずるものとされた情報を開示しないものとする。

(平18条例77・一部改正)

(費用負担)

第17条 この節の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第18条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

第2節 不服申立てに係る諮問等

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(平19条例16・追加)

(公社に対する不服申立て)

第18条の3 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

(平14条例69・追加、平19条例16・旧第18条の2繰下・一部改正)

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であるとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(平13条例12・平14条例69・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示し

ている場合に限る。)

第3節 鳥取県情報公開審議会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による不服申立てに係る諮問に応じて審議すること。
- (2) その他この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。
- (3) 第7条第6項の規定による報告を受けること。

(平18条例49・一部改正)

(組織)

第23条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第24条 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平13条例12・一部改正)

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問機関」という。)に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めることが、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるこその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料(以下この条において「意見書等」という。)を提出することができる。

2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。

(平18条例77・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第3章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(平14条例69・一部改正)

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

2 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(平14条例69・一部改正)

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(平14条例69・一部改正)

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

(平19条例16・一部改正)

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

2 県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。

3 県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

(平14条例69・平16条例67・平19条例16・一部改正)

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管理者の情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。)の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。

(平16条例67・一部改正)

第4章 雜則

(公文書の管理)

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第41条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(規則への委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第43条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平13条例12・追加、平16条例71・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第38条及び第39条の規定は、同年10月1日から施行する。

(鳥取県公文書公開条例の廃止)

第2条 鳥取県公文書公開条例(昭和63年鳥取県条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 規則で定める日までの間は、第2条第1項中「教育委員会、公安委員会、警察本部長」とあるのは、「教育委員会」とする。

2 この条例の施行の日前に前条の規定による廃止前の鳥取県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定によりなされた決定に係る処分、手続その他の行為については、第19条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 第7条又は第19条の規定の適用については、旧条例の規定によりなされた請求、決定又は不服申立ては、この条例の相当規定によりなされた請求、決定又は不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の規定により設置されている鳥取県公文書公開審議会は、第22条の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鳥取県公文書公開審議会の委員に任命されている者は、第24条第1項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日における鳥取県公文書公開審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(平13条例12・一部改正)

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第4条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(平19条例16・旧第5条繰上)

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第5条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(平19条例16・旧第6条繰上)

附 則(平成13年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例第43条の規定は、この条例の施行の日以後の行為について適用する。

附 則(平成14年条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求(新条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

3 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 3 改正後の鳥取県政務調査費交付条例及び鳥取県情報公開条例の規定は、平成16年度に交付される政務調査費から適用する。

附 則(平成16年条例第43号)

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成16年条例第59号)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第67号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第71号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第14号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第49号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第77号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(新条例の適用)

- 2 改正後の鳥取県情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日前に改正前の鳥取県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による開示請求又は旧条例第16条の規定による開示の申出があったもののうち、新条例第16条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定による手続きをとることができるものについても適用する。

附 則(平成18年条例第84号)抄

最近改正 平成19年3月16日条例第48号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される証拠書類の写しの開示について適用し、同日前に提出された証拠書類の写しの開示については、なお従前の例による。

(平19条例48・追加)

附 則(平成19年条例第16号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第48号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第67号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

○鳥取県情報公開条例施行規則

乙第 2 号証

平成12年3月31日
鳥取県規則第8号

鳥取県情報公開条例施行規則をここに公布する。

鳥取県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)のとおりとする。

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求者の資格

(2) 開示の方法

(3) 開示請求者が条例第5条第5号に掲げるものであるときは、そのものの有する利害関係の内容

(平16規則74・旧第3条繰上)

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第3号)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第4号)

(3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第5号)

(4) 条例第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 公文書開示請求拒否決定通知書(様式第6号)

(5) 公文書を保有していない旨の決定 公文書不存在決定通知書(様式第7号)

3 条例第7条第4項又は第5項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(平16規則74・旧第4条繰上、平18規則10・一部改正)

(開示の実施等)

第4条 公文書の開示は、開示決定に係る公文書の写しを開示請求者に対して送付する場合を除き、実施機関が前条第2項第1号又は第2号に定める通知書に記載する開示の日時及び場所において行う。

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

3 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光ディスク(CD-R)若しくは光磁気ディスク(MO)に複写したものの交付
2 録音テープ又はビデオテープに記録されたもの	視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
3 映画フィルム、録音ディスク又は録画ディスクに記録されたもの	視聴
4 1から3までに掲げるもの以外のもの	用紙に出力したものの閲覧又は交付

4 実施機関は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(平16規則74・旧第5条繰上、平17規則20・一部改正)

(個人に関する情報)

第5条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

(2) 開示することにより、当該公務員等(条例第9条第2項第2号ウに規定する公務員等をいう。)に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報

(3) 警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名

2 条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 会議等の開催に伴う食糧費(これに相当する費目を含む。)の支出に係る鳥取県会計規則

(昭和39年鳥取県規則第11号)第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書(これらに相当する公文書を含む。)又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(2) 交際費(これに相当する費目を含む。)の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(3) 条例第9条第2項第1号に規定する法令等又はこれらに基づく実施機関の規則(規程を含む。)に基づき同項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容

(平14規則21・平14規則103・一部改正、平16規則74・旧第6条繰上)

(事案移送通知書)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第9号)により行うものとする。

(平16規則74・旧第7条繰上)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報)

第7条 条例第14条第2項第2号の規則で定める情報は、第5条第2項各号に掲げる情報とする。

(平16規則74・旧第8条繰上・一部改正)

(費用負担の額)

第8条 物品の供与を受けるものが条例第17条の規定により負担しなければならない費用の額は、別表のとおりとする。

(平16規則74・旧第9条繰上)

(指針の公表)

第9条 条例第37条第2項の規定による指針の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

(平16規則74・旧第10条繰上)

(運用状況の公表)

第10条 条例第41条の規定による条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

(平16規則74・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 知事が管理する公文書の公開に関する規則(昭和63年鳥取県規則第52号)

(2) 鳥取県公文書公開審議会規則(昭和63年鳥取県規則第53号)

(経過措置)

3 第6条第2項第2号の規定は、平成11年8月1日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

(条例附則第3条第1項の規則で定める日)

4 条例附則第3条第1項に規定する規則で定める日は、平成14年3月31日とする。

(平14規則21・追加)

附 則(平成14年規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第103号)

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例施行規則第6条第2項の規定は、この規則の施行の日以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成15年規則第92号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(書類に関する経過措置)

2 この規則の施行の際に存する書類で、改正前のそれぞれの規則の定めるところにより作成されているものは、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後のそれぞれの規則に定める書類として使用することができる。

附 則(平成16年規則第74号)

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成17年規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

(平14規則64・平15規則92・平16規則74・平17規則20・一部改正)

区分	金額
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの 単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき30円
写真フィルムを印画したもの	1枚につき30円
スライドを印画したもの	1枚につき110円
スライドを複写したもの	1枚につき260円
フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき30円
光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚につき50円
光磁気ディスク(MO)に複写したもの	1枚につき380円
ビデオテープに複写したもの	1巻につき120円
録音テープに複写したもの	1巻につき110円
公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	送付に要する実費の額

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

様式第1号(第2条関係)

(平15規則92・平16規則74・一部改正)

公文書開示請求書

職氏名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所

(法人その他の団体にあっては、事業所又は事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)自宅

勤務先

請求者の資格	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する者		
	<input type="checkbox"/> 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先名) 所在地)		
	<input type="checkbox"/> 県の区域内に所在する学校に在学する者 (学校名) 所在地)		
	<input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称) 所在地)		
<input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)			
公文書の件名又は内容			
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付(送付の希望の有無 有・無) (3) 視聴		
※受付年月日	年 月 日		
※担当課			
備考			

注 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)
(平16規則74・一部改正)

決定期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職氏名 印

--	--

公文書の件名	
鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話)
備考	

様式第3号(第3条関係)
(平16規則74・一部改正)

公文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職氏名 印

公文書の件名	

開示の日時	年 月 日()	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
開示の場所					
開示の方法	(1) 閲覧	(2) 写しの交付	(3) 視聴		
担当課	(電話				
備考					

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日までに担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)
(平16規則74・平17規則20・一部改正)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職氏名 印

公文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	鳥取県情報公開条例第9条第2項第 号に該当

※上記の理由がなくなる期日	年　月　日	
	午前	午前
開示の日時	年　月　日(　)	時から　時まで
	午後	午後
開示の場所		
開示の方法	(1) 閲覧	(2) 写しの交付
備考	(3) 視聴 (電話)	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

3 ※印の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考　訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第5号(第3条関係)
(平16規則74・平17規則20・一部改正)

公文書非開示決定通知書

第　　号

様

年　月　日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年　月　日

職氏名 印

公文書の件名	
開示しない理由	鳥取県情報公開条例第9条第2項第号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	(電話)
備考	

注 ※印の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第6号(第3条関係)
(平16規則74・平17規則20・一部改正)

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあつた公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職氏名 印

公文書の件名	
開示請求を拒否する理由	鳥取県情報公開条例第12条 号に該当
担当課	(電話)
備考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考　訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第7号(第3条関係)
(平16規則74・平17規則20・一部改正)

公文書不存在決定通知書

第 号

様

年　月　日　付けで請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年　月　日

職氏名　印

公文書の件名	
公文書を保有していない理由	
担当課	(電話)

備考

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第8号(第3条関係)
(平16規則74・平18規則10・一部改正)

決定期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日 付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第4項(第5項)の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職氏名 印

公文書の件名	
開示請求に係る公文書のうち開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
鳥取県情報公開条例第7条第4項(第5	

項)を適用する理由	
担当課	(電話)
備考	

備考 「残りの公文書について開示決定等をする期限」欄は、鳥取県情報公開条例第7条第5項の規定に該当する場合には、「〇〇〇に関する訴訟の判決が確定した日から起算して15日」と記載すること。

様式第9号(第6条関係)
(平16規則74・一部改正)

事案移送通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

年 月 日

職氏名 印

公文書の件名	
移送を受けた実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	

担当課	(電話
備考	

様式第1号



2006年10月27日

加点予定研修登録申請書

鳥取県県土整備部長様

研修開催団体の住所及び名称

部落解放鳥取県企業連合会
理事長 松田 秋夫
鳥取市幸町151
連絡先 0857-22-2361

下記研修を平成19年の加点予定研修に登録していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

研修の名称	経営に関する研修会
研修の概要、目的等	鳥取県公共事業の動向
講師予定者氏名、所属等	鳥取県県土整備部
分類	②
加点対象希望工種	土木一般・建築一般・とび等一般・電気工事・管工事・アスファルト・造園一般及び植栽工
受講対象者の限定	限定有り
開催予定場所	未定(東部)
開催予定期間	6月
開催予定時間	2時間
受講予定人員	180名

注)

- 1 法人格を有しない団体にあっては、規約等(団体としての組織を有し、代表の方法、総会の運営、財産の管理など団体としての主要な点が確定しており、多数決による意思決定を行い、構成員が変わってもそれ自体は存続する団体であることが確認できるもの)を提出すること。
- 2 主として建設業者で組織する団体にあっては、様式第2号を添付すること。
- 3 「研修の概要」欄は、対象分野及び対象工種が判断できる内容を記載すること。
- 4 「分類」欄は、技術、経営、人権・同和問題のいずれかを記載すること。
- 5 「加点対象希望工種」欄は、加点対象として希望する工種を別紙の発注工種の区分に従い記入すること。この場合、複数の工種を記載してよいが、直接関係のある工種に限定すること。
- 6 「受講対象者の限定」欄は、受講対象を会員等のみに限定している場合は「有」、対象を限定していない場合は「無」と記載すること。
- 7 「開催予定期間」欄は、開始予定期間及び終了予定期間を記入すること。
- 8 「受講予定人員」欄は、複数の会場で開催を予定しているものにあっては、それぞれの会場ごとの予定人員(20人以上)を記載すること。
- 9 その他必要に応じ研修内容の分かるものを添付すること。
- 10 複数の研修を申請する場合は、別葉とすること。

鳥取県人権意識調査報告書

平成十七年十二月

平成17年12月

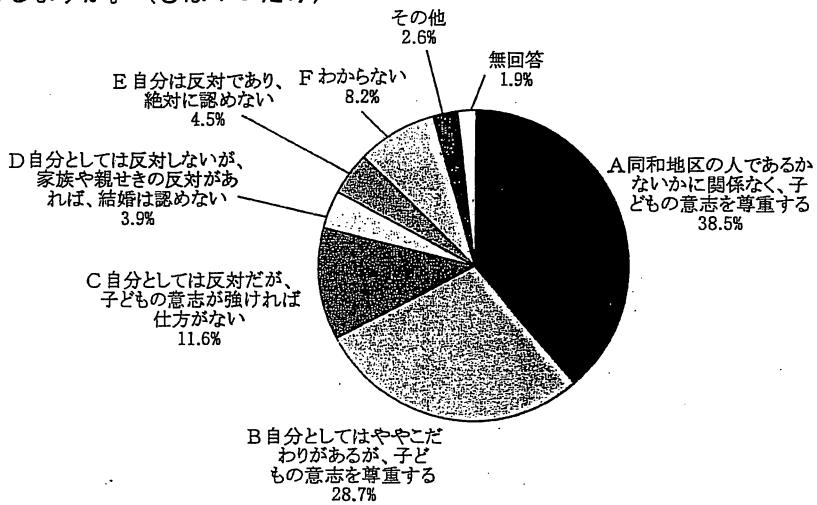
鳥
取
県
鳥
取
縣

乙第ナ空証ノ



問12（結婚問題に対するあなたの対応）

部落差別の解消の中で結婚差別は依然として深刻な問題です。あなたに未婚のお子さんがいると仮定して、そのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。（○は1つだけ）



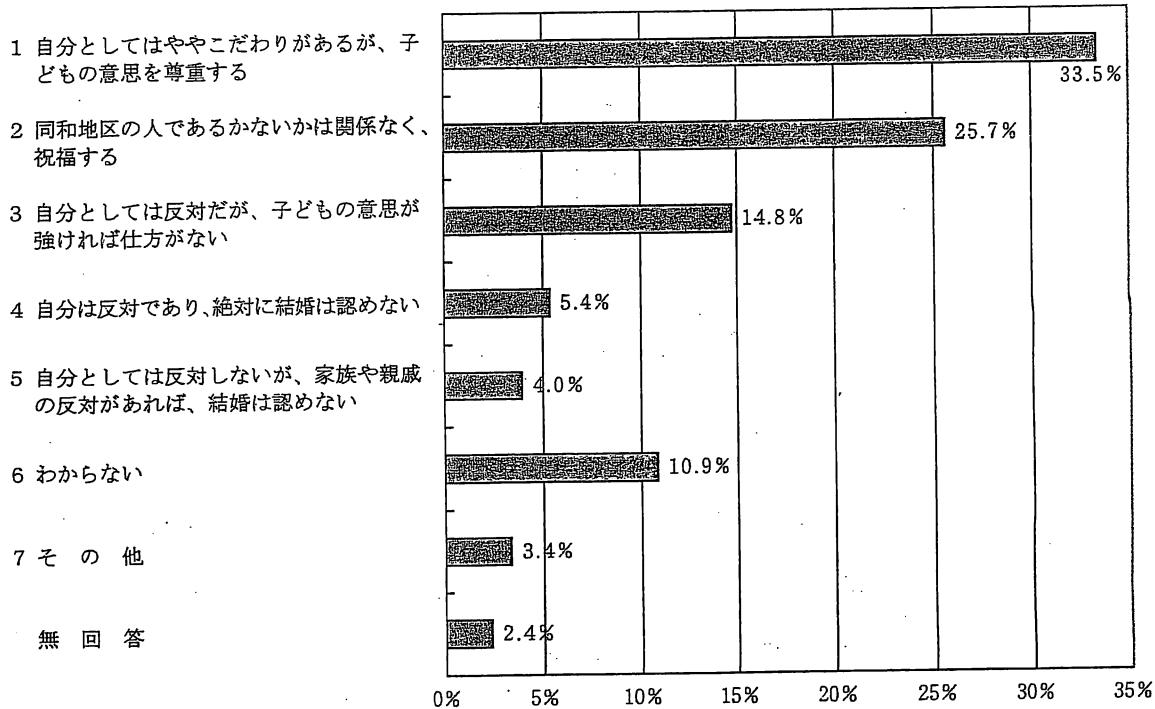
■同和地区出身者との結婚について、「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」(38.5%)が最多、次いで「B 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意志を尊重する」(28.7%)など、結婚に肯定的な意見は 67.2%を占める。

一方、「C 自分としては反対だが、子どもの意志が強ければ仕がない」(11.6%)、「D 自分としては反対しないが、家族や親せきの反対があれば、結婚を認めない」(3.9%)、「E 自分は反対であり、絶対に認めない」(4.5%)など結婚に否定的な意見は 20.0%。

【参考】※ 設問文、選択肢の文言が異なるため、単純に比較はできません。あくまで参考としてご参照ください。

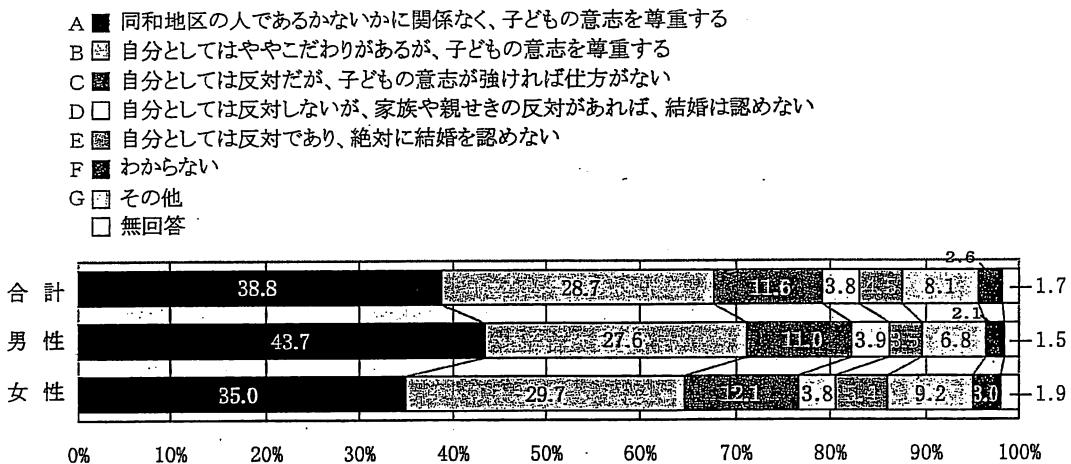
前回調査(H.9 鳥取県人権意識調査)

問13 あなたに未婚のお子さんがいると仮定します。あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。1つだけお答えください。



【性別・年齢との関係】

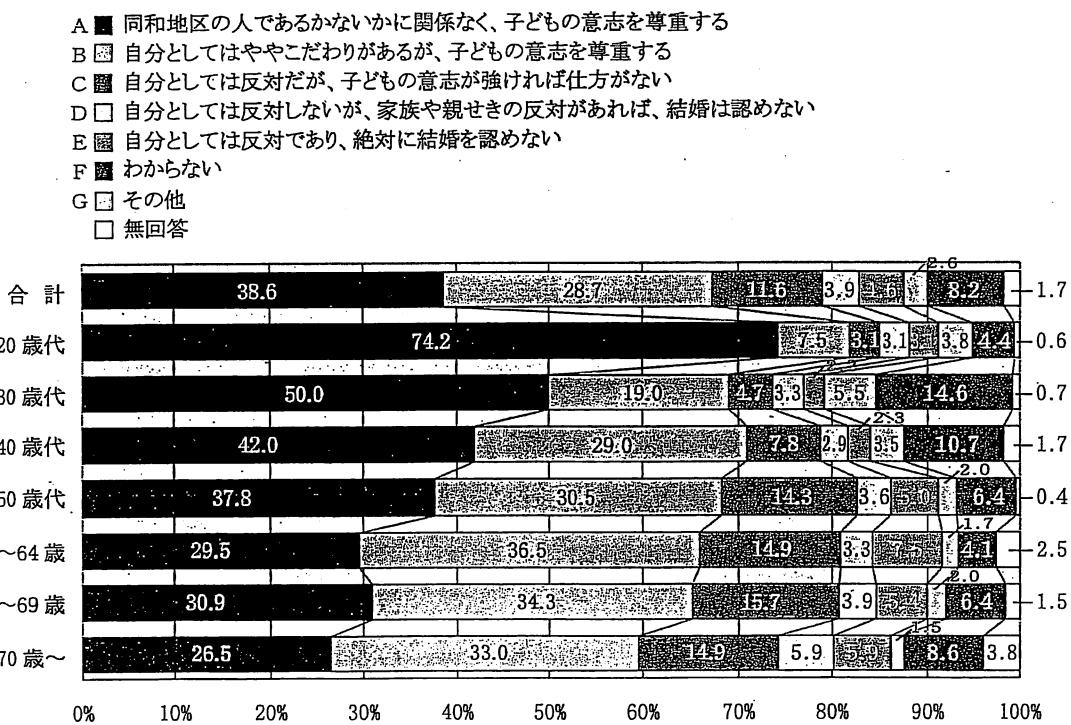
〔図 12-1〕 問 12 結婚問題に対するあなたの対応 と 性別 の関係



性別でみると〔図 12-1〕、「子どもの意志を尊重する※」と回答した人の割合は男性が71.3%、女性が64.7%であり、男性が6.6ポイント上回っている。

(※「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」と「B 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意志を尊重する。」)

〔図 12-2〕 問 12 結婚問題に対するあなたの対応 と 年齢 の関係

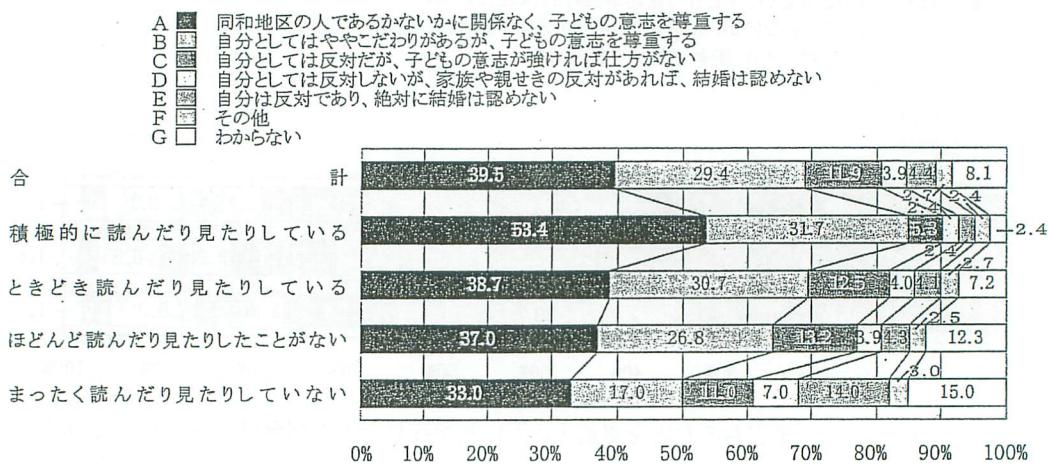


年齢別でみると〔図 12-2〕、「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」と回答した人の割合は、20歳代の74.2%をピークに年代が上がるにつれ低くなっている。50歳以上の年代は

「C 自分としては反対だが、子どもの意志が強ければ仕方がない」と回答した人の割合が高く、20歳代の3.1%と比較すると、5倍近く高くなっている。「G わからない」と回答した人の割合は30歳代が高く14.6%に上る。

【他の設問との関係】

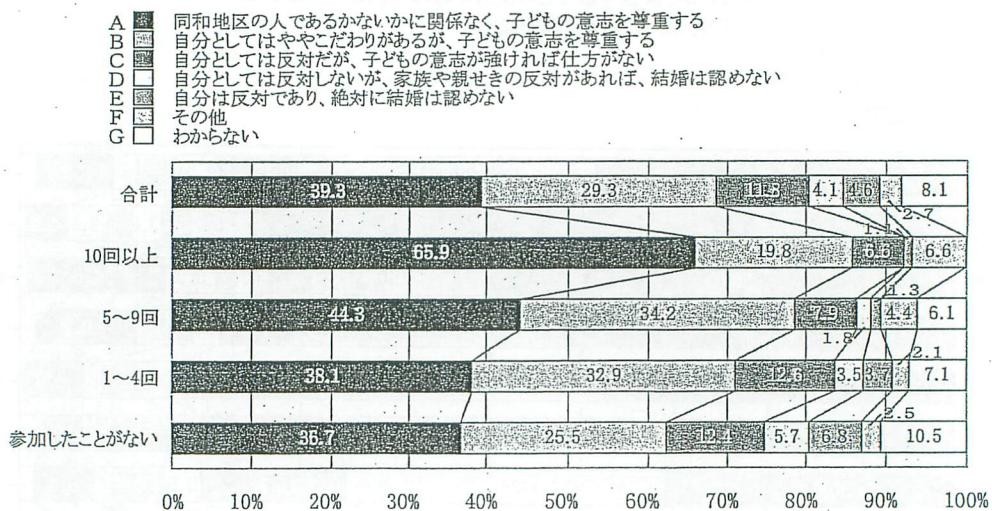
[図 12-3] 問 8-① 啓発物を読んだり見たりしたことがあるか と 問 12 結婚問題に対するあなたの対応 の関係



問 8-①(啓発物を読んだり見たりしたことがあるか)との関係でみると [図 12-3]、啓発物を「積極的に読んだり見たりしている」人ほど「子どもの意志を尊重する※」と回答している人の割合が高く、「積極的に読んだり見たりしている」人は 85.1%、「まったく読んだり見たりしていない」人は 50.0%で 35.1 ポイントの差となっている。

(※「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」及び「B 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意志を尊重する」。)

[図 12-4] 問 9-① 研修会等への参加経験 と 問 12 結婚問題に対するあなたの対応 の関係



また、問 9-①との関係でみると [図 12-4]、研修会等への参加回数が多い人ほど「子どもの意志を尊重する※」と回答している人の割合が高く、「10回以上」参加している人は 85.7%、「まったく参加したことがない」人は 62.2%で 23.5 ポイントの差となっている。

(※「A 同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意志を尊重する」及び「B 自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意志を尊重する」。)